Ｂ　①小岩トラベルサービス　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－2084号　④小岩トラベルサービス　東京都港区高輪２丁目15番11－909号　延里鐵興　⑤小岩トラベルサービス　東京都港区高輪２丁目16番52－109号　⑥昭和52年１月10日　⑧平成30年１月10日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区高輪２丁目16番52－109　小岩トラベルサービス　延里鐵興

Ｂ　①株式会社キッズ・コーポレーション　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6727号　④株式会社キッズ・コーポレーション　京都府京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町223番地　代表取締役　坂口剛太郎　⑤東京営業所　東京都豊島区池袋二丁目51番14号飛翔ビル７階　⑥平成25年11月28日　⑧平成30年１月24日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫京都府京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町223番地　株式会社キッズ・コーポレーション　代表取締役　坂口剛太郎

Ｂ　①ナンブフードサービス株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2397号　④ナンブフードサービス株式会社　大阪府堺市堺区出島海岸通４丁１番28号　代表取締役　梁村隆司　⑤ナンブフードサービス　大阪府堺市堺区出島海岸通４丁１番28号　⑥平成18年12月６日　⑧平成30年１月15日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府堺市堺区出島海岸通４丁１番28号　ナンブフードサービス株式会社　代表取締役　梁村隆司

Ｂ　①株式会社トラベルユーアイインターナショナル　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第660号　④株式会社トラベルユーアイインターナショナル　兵庫県西宮市高須町一丁目１番14－210号　代表取締役　本田忠　⑤本社営業所　兵庫県西宮市高須町一丁目１番14－210号　⑥平成10年２月17日　⑧平成30年２月２日　⑩300万円　⑪兵庫県知事　⑫兵庫県西宮市高須町一丁目１番14－210号　株式会社トラベルユーアイインターナショナル　代表取締役　本田忠

Ｃ　①富士建設株式会社（クリーン観光）　②第３種旅行業　③島根県知事登録旅行業第３－71号　④富士建設株式会社　島根県松江市宍道町佐々布1849番地　代表取締役　持田隆志　⑤本社営業所　島根県松江市宍道町佐々布2271－６　⑥平成19年８月28日　⑨平成30年１月24日　⑩300万円　⑪島根県知事　⑫島根県松江市宍道町佐々布1849番地　富士建設株式会社　代表取締役　持田隆志

Ｂ　①ＭＹ　ＶＡＣＡＴＩＯＮ（三穂の旅）　②第３種旅行業　③岡山県知事登録旅行業第３－333号　④藪内三穂　岡山県倉敷市下津井２丁目２番85号　⑤ＭＹ　ＶＡＣＡＴＩＯＮ　岡山県倉敷市下津井２丁目２番85号　⑥平成18年９月29日　⑧平成28年９月29日　⑩300万円　⑪岡山県知事　⑫岡山県倉敷市下津井２丁目２番85号　藪内三穂

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成30年２月21日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社マイトラベル　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－1046号　④株式会社マイトラベル　春日部市中央五丁目４番地10　代表取締役　角谷正男　⑤本社営業所　さいたま市岩槻区本町３－２－５ワッツ東館２Ｆ　⑥平成21年４月１日　⑦平成30年１月25日　⑧60万円　⑨300万円

以上１件

東京都港区赤坂４丁目２番19号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成30年２月21日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社北軽井沢リゾート　②埼玉県知事(1)23233　③代表取締役　谷野弘和　④埼玉県さいたま市北区日進町１－800－78　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県さいたま市北区日進町１－800－78　株式会社北軽井沢リゾート　代表取締役　谷野弘和

①株式会社六彩居　②東京都知事(5)71258　③代表取締役　森好文　④東京都港区六本木三丁目６番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区六本木三丁目６番１号　株式会社六彩居　代表取締役　森好文